

第1回 瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成 27 年 4 月 21 日 (火) 14 時 00 分～16 時 30 分
開 催 場 所	瀬谷区役所特別会議室
出 席 者	選定委員：佐野委員、高橋委員、土居委員、豊田委員、吉原委員 事務局：春原地域振興課長、井戸区民協働推進係長、川口、三國
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（傍聴者 2 名） ※公募要項に関する審議事項について、非公開。
議 題	別添 次第のとおり
議 事	<p>1 あいさつ</p> <p>2 選定委員の紹介、委員長及び職務代理者の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員 5 人中 5 人出席。半数を超えているため、本委員会は成立。</li> <li>・互選により、委員長に佐野委員、職務代理者に土居委員選出。</li> </ul> <p>3 事務局より公募要項、業務の基準、審査採点表の説明。</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 会議の公開・非公開</p> <p>【承認事項】</p> <p>「横浜市の保有する情報公開に関する条例」第 31 条に基づき、原則公開。 ただし、公募内容に関する事項及び意見交換等の審議については同条ただし書きにより非公開とする。</p> <p>(2) 公募選定スケジュール</p> <p>【承認事項】</p> <p>公募要項（資料 7）の示す公募スケジュールのとおり。</p> <p>(3) 選定結果の公表方法・内容等</p> <p>【承認事項】</p> <p>公募要項（資料 7）の示すとおり、応募者に速やかに通知するとともに、瀬谷区ホームページにて掲載する。</p> <p>(4) 公募要項その他の関係書類の内容</p> <p>【指摘事項については事務局にて修正し、委員長に内容確認を一任することで承認。その他については原案承認】</p> <p>委 員：指定期間中の吊天井改修工事に伴う利用停止について、工期が具体的に決まっていななかで、応募者は指定管理料をどのように積算すれば良いのか。</p> <p>事務局：応募者には、指定期間中に収入減の期間がある事を踏まえ、提案してもらおう。指定管理料に休館による収入減を反映させるかどうかは応募者の判断となる。</p>

	<p>委員：事務局案では、提案書（様式8～17）及び収支計画（様式18、19～23）については、任意様式も可としているが、提示した様式は必ず提出してもらい（概要版）、その他は補足資料として提出してもらった方が良い。</p> <p>事務局：公募要項を修正する。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 委員名簿</li> <li>・資料2 指定管理者選定委員会スケジュール（案）</li> <li>・資料3 横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の選定等に関する要綱</li> <li>・資料4 横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱</li> <li>・資料5 横浜市スポーツ推進計画 概要版</li> <li>・資料6 横浜市瀬谷スポーツセンター パンフレット</li> <li>・資料7 横浜市瀬谷スポーツセンター 第3期指定管理者公募要項（案）</li> <li>・資料8 横浜市瀬谷スポーツセンター 第3期指定管理者業務の基準（案）</li> <li>・資料9 横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者審査採点表（案）</li> <li>・資料10 指定管理者の応募書類（一式）</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、7月中旬を予定。</p>

第2回 瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成27年7月22日(水) 13時00分～16時30分
開催場所	瀬谷区公会堂会議室、瀬谷区役所3階特別会議室
出席者	選定委員：佐野委員長、高橋委員、土居委員、豊田委員、吉原委員 事務局：春原地域振興課長、井戸区民協働推進係長、川口、三國
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者9名) ※指定候補者決定の審議については非公開。応募団体の社員等は自身の所属する団体のプレゼンテーションのみ傍聴可。
議題	別添 次第のとおり
議 事	<p>1 あいさつ</p> <p>2 選定委員5人中5人出席。半数を超えているため、本委員会は成立。</p> <p>3 事務局よりスケジュール、応募団体の資格要件に関する説明。</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 会議の公開・非公開</p> <p>【承認事項】</p> <p>「横浜市の保有する情報公開に関する条例」第31条に基づき、原則公開。ただし、指定候補者決定の審議については同条ただし書きにより非公開とする。また、プレゼンテーションの傍聴については、順番によって団体間に不公平が生じないように、自身が所属する団体のみ傍聴可とする。</p> <p>(2) プレゼンテーション及び質疑応答</p> <p>当日の受付順でくじ引きをし、株式会社明治スポーツプラザ、公益財団法人横浜市体育協会の順でプレゼンテーション・質疑応答を行った。</p> <p>(3) 審査、講評</p> <p>各委員の採点を集計した結果は次のとおり。(プレゼンテーション順)</p> <p>1 株式会社明治スポーツプラザ 71点/100点</p> <p>2 公益財団法人横浜市体育協会 78.2点/100点</p> <p>※ 最低基準60点</p> <p>【決定事項】</p> <p>公益財団法人横浜市体育協会を指定候補者とする。</p> <p>株式会社明治スポーツプラザを次点候補者とする。</p> <p>各委員からの講評。(報告書のとおり)</p> <p>5 その他</p> <p>【事務局から連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員の委嘱期間は2年間で、委嘱期間中の指定取消等不測の事態の際は再招集があることを説明。</li> <li>・今後の予定として、区長へ審査報告を行い、応募団体へ結果を通知する。12月の横浜市議会の議決を経て、指定管理者として指定される旨説明。</li> </ul>